

氏名 <small>(法人にあっては名称)</small>	株式会社 万惣
住所	広島市佐伯区石内上一丁目8番1号
計画期間	令和4年4月1日～令和7年3月31日
基準年度(*1)	平成元年度～令和3年度 (平均)

1 事業者の要件 ((1)、(2)については、特定年度(*2)における市内に設置された全ての事業所の合計量)

該当する事業者の要件	<input checked="" type="checkbox"/> (1)原油換算エネルギー使用量(*3)が1,500キロリットル以上 (特定事業者) <input type="checkbox"/> (2)エネルギー起源二酸化炭素を除く物質ごとの温室効果ガス排出量(*4)が3,000トン以上 (特定事業者) <input type="checkbox"/> (3)特定事業者以外の事業者
------------	---

2 事業の概要

事業者の業種	各種食料品小売業 (主たる事業の日本標準産業分類における細分類番号：5811)
事業の概要	食品スーパーマーケット、市内 アルゾ7店舗、万惣4店舗、マルシェー5店舗 展開

3 温室効果ガスの排出の抑制等に関する推進体制

<p>温室効果ガスの排出抑制については、財務部取締役を統括責任者、店舗開発建築設備部門責任者を推進責任者、各店舗については、店長を推進者としてCO2排出抑制に努めます。</p>
--

4 温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標等

(1) 温室効果ガス排出量の抑制に関する目標

項目	基準年度の実績 a	計画期間の目標 b	削減量の対基準年度比
	令和元～令和3年度 (平均値)	令和4～令和6年度 (平均値)	$((a-b)/a) \times 100$ (aは基準年度の実排出量)
温室効果ガス実排出量(*5)	4,927 t-CO ₂	4,902 t-CO ₂	0.5 %
温室効果ガスみなし排出量(*6)	/	4,902 t-CO ₂	0.5 %
目標設定の考え方	既存店ベースで、エネルギー使用原単位を年0.5%削減する。		

- *1 基準年度とは、温室効果ガスの抑制割合を比較する基準の年度であり、原則として特定年度(*2)とする。なお、基準年度の温室効果ガス実排出量(*5)については、事業活動の著しい変動等により特定年度が基準年度として適当でないときは、事業者の判断により、特定年度を含む連続した過去3か年度の平均値とすることができる。
- *2 特定年度とは、計画期間となるべき期間の最初の年度の前年度をいう。
- *3 原油換算エネルギー使用量とは、燃料の量並びに他人から供給された熱及び電気の量をそれぞれ発熱量に換算した後、原油の数量に換算した量の合算をいう。
- *4 温室効果ガス排出量とは、二酸化炭素(エネルギー起源のもの及び非エネルギー起源のもの)、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン及び六ふっ化硫黄)の排出量を二酸化炭素の数量に換算したものをいう。
- *5 温室効果ガス実排出量とは、上記(*4)のうちエネルギー起源二酸化炭素の排出量と、それ以外の物質ごとの温室効果ガス排出量が特定事業者単位で3,000トン以上のものの排出量の合算をいう。
- *6 温室効果ガスみなし排出量とは、上記(*5)に対して環境価値(*8)に相当する温室効果ガスの削減量等を調整したものをいう。なお、環境価値が活用されないときの温室効果ガスみなし排出量は、温室効果ガス実排出量と等しくなる。

(2) 事業分類ごとの原単位(*7)の抑制に関する目標 (※任意記載)

事業分類	基準年度の実績 a	計画期間の目標 b	削減量の対基準年度比
	令和元～令和3年度 (平均値)	令和4～令和6年度 (平均値)	$((a-b)/a) \times 100$
各種食料品小売業	0.0535	0.0532325	0.5 %
主として管理事務を行う本社等	76.4277	76.0455615	0.5 %
自家用倉庫	6.7438	6.710081	0.5 %
原単位の指標及び 目標設定の考え方	5811:温室効果ガスK g / (売場面積×年間営業時間)、5800+5808:温室効果ガスK g / 面積 既存ベースでエネルギー削減0.5%		

(3) 温室効果ガス実排出量の抑制に関する措置の内容

新店・既存店改装時に省エネ効果の高い空調・照明・冷蔵設備に更新する。
また構造体に対しては断熱・遮熱工事を検討する。
本部サービス課にて店舗の冷蔵・空調設備の定期清掃・メンテナンス管理を行う。
空調・照明・換気設備の運用管理で排出量の抑制に努める。

(4) 温室効果ガスみなし排出量の抑制に関する措置の内容 (環境価値(*8)の活用等)

なし

(5) 温室効果ガスの排出の抑制等に関する基本方針

エネルギー使用量の削減。
設備更新時は、省エネ設備を導入する。

5 その他の取組

各店舗に月間電気使用量を掲示して従業員の意識改革に努める。
食品トレーの店頭回収及び再生トレーの使用拡大。

*7 原単位とは、温室効果ガス排出量を生産量、延べ床面積等の当該排出量と密接な関係を持つ値で除したものをいう。

*8 環境価値とは、オフセットクレジット制度等により、温室効果ガスの排出削減等を行うプロジェクトを通じて生成される温室効果ガスの削減量等をいう。なお、温室効果ガスみなし排出量(*6)の調整対象となる環境価値は市内分とし、市長が認めるものに限る。